

【新設】

(新設)

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 6 2 7 - 3 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節  
群郭清術 26,460点

注 泌尿器がんから転移したのに対して実施した場合に限り算定する。

【新設】

(新設)

K 6 2 7 - 4 腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節  
群郭清術 39,720点

注 精巣がんから転移したのに対して実施した場合に限り算定する。

第9款 腹部

【新設】

(新設)

K 6 9 9 - 2 体外衝撃波膵石破砕術（一連につき）  
19,300点

注 破砕した膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的膵石除去加算として、一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。